

# 訴訟要件総論・訴えの利益・確認の利益——本案を審理してもらえるかの入口審査〈前編〉

ゼロから司法試験 復習ノート / ゼロから民訴#7 / 動画: [https://youtu.be/ucFuHln\\_5k](https://youtu.be/ucFuHln_5k)

第3編 訴訟の開始（訴訟要件）①／動画の内容を見返し用にまとめたものです（動画には含みません）。

 この回は動画に合わせて前後編に分かれています。後編「当事者適格・第三者の訴訟担当・選定当事者」は[こちら](/notes/minso-c2-3b/)。

前回#6では、裁判の対象——何を、どこまで求めるか——は当事者が決めるという**処分権主義**と、その番人である246条を扱った。ここで一つ問いが立つ。裁判所に「判断してほしい」と申し立てさえすれば、どんな争いでも取り上げてもらえるのか。答えはノーだ。中身（本案）を審理してもらう手前に、もう一つ関門がある——それが**訴訟要件**だ。「隣人と何十年も揉めている土地の境界を、いま裁判所に確認してもらえるか」。この問いに答えるには、中身の権利関係に入る前の**入口条件**を先にクリアしなければならない。前編は、訴訟要件総論から、その中心である訴えの利益（給付・確認・形成）までを一本の流れでたどる。

## 1

### 訴訟要件とは——本案審理への入口条件

**訴訟要件**とは、裁判所が事件の中身（本案）を審理し判決するために、あらかじめクリアしていなければならない前提条件をいう。病院の受付で、診察という中身に入る前にまず保険証の確認があるのと同じイメージだ。訴訟要件が欠ければ、裁判所は中身を見ずに手続を打ち切る——これを**訴え却下（訴訟判決）**という。訴訟要件が備

わって初めて本案審理に進み、認容か棄却かという**本案判決**が出る。

ここで今日いちばん最初に固めるべき峻別が、**却下と棄却**の違いだ。**却下**は受付で帰されるようなもの——中身の権利関係には一切踏み込まない。**棄却**は診察を受けたうえで「異常なし」と言われるようなもの——中身を審理した結果の敗訴だ。却下判決の効力が及ぶのは「その訴訟要件が欠けている」という一点だけで、中身については何も確定しない。だから要件を整え直せば、もう一度訴えを起こせる。

訴訟要件は大きく3つに整理できる。第1に**裁判所に関する要件**（管轄権など・#3で既習）、第2に**当事者に関する要件**（当事者適格など・後編で扱う）、第3に**訴訟物に関する要件**（訴えの利益など）だ。こうした要件が要求されるのは、法律上の争いといえない事柄（宗教上の教義をめぐる争いなど）を裁判の対象から外す機能、無益な訴訟を選別する機能、適正な裁判所・手続を保証する機能——この3つのためだ。

訴訟要件に不備があっても、直せるものはまず補正を促され、それでも直らなければ却下判決になる。判断のタイミングは、原則として**事実審の口頭弁論終結時**。だから訴え提起時に多少の不備があっても、審理の途中で整えば問題ない。ただし一つ例外があり、**管轄は訴え提起時に固定される（管轄恒定の原則）**。ここは#3の管轄の回と接続する。

## 2

### 訴訟要件の調査——2つの独立した軸

訴訟要件をどう調査するかには、**別々の2つの軸**がある。第1の軸は「調査を始めるきっかけ

を誰が作るか」。裁判所が申立てを待たず自分で気づいて調べ始める**職権調査事項**が原則、被告からの申立てがあって初めて調べ始める**抗弁事項**（仲裁の合意など）が例外だ。第2の軸は「その調査に使う資料を誰が集めるか」。裁判所が自分で証拠を探しに行く**職権探知主義**と、当事者が提出した資料だけを使う**弁論主義**がある（弁論主義の3つのテーゼは審理の回で正面から扱う）。

この2軸は**独立している**。「職権調査事項だから資料も裁判所が集める」とは限らない。実際、多くの訴訟要件——訴えの利益・当事者適格・任意管轄——は、「裁判所が自分で気づくのに、資料は当事者が出したものしか使わない」という、**職権調査事項と弁論主義の組合せ**だ。このねじれが短答で狙われる急所になる。なお訴訟要件の審査は理屈上は本案審理より先だが、実務では本案と並行して進み、最後の判決段階で、要件が欠ければ却下、揃っていれば認容か棄却が言い渡される。

### 3 訴えの利益とは

訴訟要件の中心が**訴えの利益**だ。特定の請求について、本案判決をして紛争を解決するのにふさわしいか——必要性和実効性があるか——の判断基準をいう。これが要求されるのは、**3つの利益の調和**のためだ。原告には権利を実現したい利益がある。しかし国家の裁判制度には限りがあり、無意味な裁判にリソースを割かせない**公共の利益**も守らねばならない。そして被告にも、無意味な応訴を強いられない利益がある。この3者の調和から、訴えの利益という関門が要求される。

訴えの利益は**2段構造**で判断される。まず、どんな訴えにも共通する**一般的要件**——①法律上の争いといえること、②係属中の同じ事件を重ねて訴えていないこと（#5の二重起訴の禁止）、③訴訟を使わない特約がないこと、④確定勝訴判決を得た人が重ねて訴えていないこと、⑤訴える権利の濫用でないこと（ここ

は名前だけ）。そのうえで、訴えの**三類型（給付・確認・形成）**それぞれの**個別要件**が上乘せられる。以下、三類型を順にたどる。

### 4 給付の訴えの利益——現在と将来

**給付の訴え**（「払え」「引き渡せ」と求める訴え）のうち、**現在の給付の訴え**は、履行期が来ているのに履行されていない以上、訴えの利益が**原則として当然に認められる**。一見

「わざわざ訴えなくても」と思える場面でも原則ありだ。被告が「払う」と言っている口約束では強制執行できないし、被告に資力がなくても将来に備えて権利を確定させておく利益があり、すでに執行証書や差押えがあっても確定判決を得るメリットは残る。

これに対して**将来の給付の訴え**（履行期がまだ来ていないのにあらかじめ求める訴え）は、まだ紛争が現実化していないため**原則として訴えの利益がない**。ただし条文に例外がある。

#### 条文

#### 民事訴訟法135条（将来の給付の訴え）

将来の給付を求める訴えは、あらかじめその請求をする必要がある場合に限り、提起することができる。

この135条は、条文を読めばそのまま出てくる枠＝**成立要件**だ。「あらかじめその請求をする必要がある場合」だけ将来給付の訴えが許される。そして判例は、この135条の趣旨から**2つの要件＝規範**を立てた。①判決になじむ**確実性・具体性**を持つかという**請求適格**、②今すぐ判決をもらわないと困る事情があるかという**必要性**。この2要件は条文には書かれておらず、135条そのもの（成立要件）とは層が違う。

**請求適格**について、最高裁は3つの条件を立てている（すべて満たして初めて請求適格あり）。**a** 請求権のもとになる事実・法律関係がすでにあり、その継続が予測できること。**b**

将来その内容に影響する事情の変動が、あらかじめ明確に予測できる範囲に限られること。**c** その変動を被告の側に証明させて執行を止めさせる負担を課しても、格別酷ではないこと。この基準は、空港周辺住民が将来分の騒音被害の損害賠償をあらかじめ求めた事件で立てられた。この事件では、便数や飛行ルートなど将来の変動要素が複雑で予測しづらく、**b・c**を満たさないとして将来分の請求適格が否定された。逆に、土地の不法占拠者に対して明渡し完了までの賃料相当額をあらかじめ求めるケースは、「明け渡したか否か」という単純な二択で変動を判断できるため、**b・c**を満たし請求適格が認められる。**bの変動の予測しやすさ**が分かれ目だ。

**必要性**については、代表的に3場面がある。①義務者が義務の存在自体を争い任意の履行が期待できない場面（「壺を返せ、返せないなら代わりに100万円払え」のように本来の請求に代わる請求を一緒に求めている必要があるケース）、②定期給付や扶養請求権のように履行期を過ぎてから訴えても手遅れになりやすい性質のもの、③すでに一部不履行が起きていて今後も履行が期待しにくい場合。この3要件を実際の事案にあてはめる作業は論文でよく問われるが、あてはめそのものは論文動画に送る。

## 5 確認の訴えの利益

**確認の訴え**は、特定の権利・法律関係が存在するか否かを裁判所に宣言してもらう訴えで、判決が出ても強制的に何かを実現する力（**執行力**）はない。保証書のようなもので、「保証期間内の製品だ」という一筆をもらっても壊れた製品を直してはくれない。それでも、裁判所のお墨付きで争いが鎮まり将来の紛争を予防できる意味はある。

ただし確認の訴えには問題がある。「確認してほしい」対象は理屈上**無限に広げられ**、しかも執行力がない分、紛争を根っこから解決する力も弱い。この2点から、**確認の利益は他の**

**訴えよりずっと厳格に判断される**。具体的には**3段階のフィルター**で絞り込む。①**対象選択の適否**（何を確認の対象に選ぶかの適切さ）、②**即時確定の利益**（今すぐ確定させる切迫した事情があるか）、③**方法選択の適否（補充性）**（確認以外にもっと適切な手段がないか）。この3つはいずれも135条のように条文の文字には出てこない、**判例・解釈で立てられた規範**だ。

①**対象選択の適否**——原則として確認の対象にできるのは、**自分自身の・現在の・積極的な権利・法律関係**だけだ。他人同士の権利、過去や将来の関係、単なる事実、「権利がない」という消極的確認は、原則として対象にできない。ただし、それを確認することが今ある紛争の**直接的かつ抜本的な解決**になるなら、例外的に対象として認められる。代表例が**遺言無効確認**だ。「遺言」は過去の行為だが、判例は、遺言が有効なら生じるはずの現在の相続関係が存在しないという**現在の法律関係の不存在確認**と読み替えられる場合は適法だとした。対照的に、**特別受益があったという事実だけの確認**は、遺産分割全体のごく一部の要素にすぎず抜本的解決にならないため対象にできない。生前の遺言も、遺言者はいつでも自由に撤回・変更できるので確定させても意味がなく認められない。

②**即時確定の利益**——原告の権利・地位に対して被告が相容れない主張をし、現実には危険・不安が生じていることが必要だ。隣人が「ここは俺の土地だ」とはっきり主張して初めて即時確定の利益が生まれる。加えて、原告の地位が抽象的すぎないことも要る。まだ審判で認められてもいない「自分は特別縁故者にあたるはず」という段階の人が遺言の無効確認を求めても、地位自体が抽象的で即時確定の利益は認められない。

③**方法選択の適否（補充性）**——給付の訴えや形成の訴えというより直接的な手段が使えるなら、確認の訴えはそちらに劣後する。「この債務はない」という債務不存在確認の訴え



が先に係属していても、途中で相手方から「払え」という**給付の反訴**が起こされると、確認の訴えはその時点で訴えの利益を失い却下されるべきとされる。給付訴訟のほうが既判力に加えて執行力まで持ち、紛争解決に資するからだ。ただし例外もあり、移転登記や明渡しの請求ができる場面でも、**所有権そのものの確認**には物権関係の根本を固める予防的価値があるため、所有権確認の訴えは例外的に認められる。

## 6 規範と成立要件の区別

ここで恒久的に持ち帰るべき区別がある。確認の利益の3基準（対象選択・即時確定・方法選択）は、どれも条文を音読して出てくるものではなく、**判例・解釈の積み重ねで立てられた規範**だ。これに対して135条は**条文どおりの枠＝成立要件**だった。同じ「訴えの利益」という言葉の中にも、**条文の枠（成立要件）と解釈で立てる規範**という2つの層が混ざっている。答案でも、規範には判例を、成立要件には条文番号を添える——この層の違いを区別して持ち帰る。

## 7 形成の訴えの利益

**形成の訴え**は、法律が個別にその訴えを認めた場合にしか起こせない。だから法律が定める要件さえ満たせば、**原則としてそのまま訴えの利益が認められる**。ただし例外があり、審理の途中で事情が変わって判決を得ても意味がなくなった場合は、利益が消えて却下される。たとえば重婚を理由に後の婚姻の取消しを求めていたのに、途中でその後婚が離婚で解消されれば取消しの実益はない。株主総会の決議取消しを求めていても、対象の役員が任期満了で退任すれば争う意味がなくなる。ただし、目的が消えても**付随的な実益**が残るなら利益は存続する。免職処分の取消しを求めていた人が途中で自ら辞職しても、処分が取り消されれば辞職までの給料を請求で

きる実益が残るので、訴えの利益はなくなるはない。

## ◆ 短答ひっかけ

- **却下（訴訟判決・中身に踏み込まない）と棄却（本案判決・審理した結果の敗訴）**は別物。訴訟要件を欠けば「却下」。却下判決に中身の既判力はないので、要件を整え直せば再訴できる。
- 調査は**2つの独立した軸**。「調べるきっかけ（職権調査事項／抗弁事項）」と「資料を誰が集めるか（職権探知主義／弁論主義）」は連動しない。訴えの利益・当事者適格・任意管轄は「**職権調査事項×弁論主義**」の組合せ。
- 訴訟要件の判断基準時は原則**事実審の口頭弁論終結時**。例外は**管轄**で、訴え提起時に固定（**管轄恒定**）。
- 現在の給付は**原則、訴えの利益あり**（口約束・無資力・執行証書があっても認められる）。将来の給付は**原則なし**で、**135条（あらかじめ必要な場合）**の例外のみ。135条は成立要件、請求適格・必要性の2要件は判例が立てた規範。
- 確認の対象は原則「**自己の・現在の・積極的**」な権利。**遺言無効確認＝○**（現在の相続関係の不存在確認と読替え）／**特別受益のみの確認＝×**（抜本的解決にならない）。
- 確認は**補充性**あり。債務不存在確認の係属中に給付の反訴が来ると、確認の訴えは利益を失い却下。ただし所有権確認は予防的価値ゆえ例外的に可。

## ◆ 論文の型

この回は解説（理解）回。下記はいずれも論文頻出の論点だが、規範定式・答案構成（フル論証）は対の「ゼロから民訴 論文」回で実演する。ここでは**論点の所在と規範の骨格**だけ押さえる。

- **将来の給付の訴えの利益**——135条（成立要件）の趣旨から判例が立てた2要件。①請求適格（大阪国際空港事件の3要件 a 事実・法律関係の継続予測／b 変動が明確に予測できる範囲／c 被告に証明・執行阻止の負担を課しても酷でない）、②あらかじめ必要性（義務者が争う／定期給付・扶養／既発生の一部不履行）。
- **確認の利益**——対象選択の適否・即時確定の利益・方法選択の適否（補充性）の3基準（規範）。対象選択の例外（遺言無効確認）、補充性の適用（債務不存在確認と給付反訴）、その例外（所有権確認）まで。

## ◆ 今日の地図（保存版）

- **一本の軸**：訴訟要件＝本案（中身）を審理してもらうための入口条件。欠ければ却下、備われば本案判決（認容・棄却）。
- **却下と棄却**：却下＝訴訟判決（中身に踏み込まない・再訴可）／棄却＝本案判決（審理した結果の敗訴）。
- **調査の2軸**：きっかけ（職権調査事項／抗弁事項）×資料（職権探知主義／弁論主義）。独立。多くの訴訟要件は「職権調査

事項×弁論主義」。基準時は原則口頭弁論終結時、管轄だけ提起時固定（管轄恒定）。

- **訴えの利益**：原告・公共・被告の3利益の調和から要求。一般的要件＋三類型の個別要件の2段構造。
- **給付**：現在＝原則あり／将来＝原則なし・135条（成立要件）＋請求適格・必要性の2要件（規範）。請求適格は大阪空港3要件 a・b・c。
- **確認**：厳格判断。対象選択（自己・現在・積極／遺言無効確認○・特別受益×）・即時確定・方法選択（補充性／債務不存在確認と給付反訴・所有権確認の例外）の3基準。
- **形成**：原則あり・目的消滅で例外的に却下（付随的実益が残れば存続）。
- **恒久ガード**：条文どおりの成立要件（135条）と、判例が立てる規範（訴えの利益・確認の3基準）は層が違う。

後編は「当事者適格・第三者の訴訟担当・選定当事者」。訴えの中身が入口を通ったとして、そもそも**誰が当事者として争えるのか**——訴訟要件の主観面へ。[後編（当事者適格・訴訟担当）はこちら \(/notes/minso-c2-3b/\)](/notes/minso-c2-3b/)。